

資料Ⅰ

概要版

菊川市こども計画（案）

（未定稿）

こどもまんなか しあわせのわ きくがわ

～ すこやかに育ち 自分らしく輝けるまち ～

菊川市

■子ども計画が「目指すまちの姿」～計画の基本理念～

子どもまんなか しあわせのわ きくがわ

～すこやかに育ち 自分らしく輝けるまち～

- すべての子ども・若者を「まんなか」にして、地域・NPO・学校・企業・行政など、多様な主体が「わ」になって、子ども・若者の健やかな心身の成長を支えるまち
- すべての子ども・若者の個性を社会全体で認め合い、自分らしく輝くことができるまち
- すべての子ども・若者を「権利の主体」として捉え、誰もがまちづくりに参画することができ、また、自己に関する事柄に声を上げられる環境が整ったまち

■子ども計画は、以下の第 1 章から第 7 章・参考資料により、構成されています。

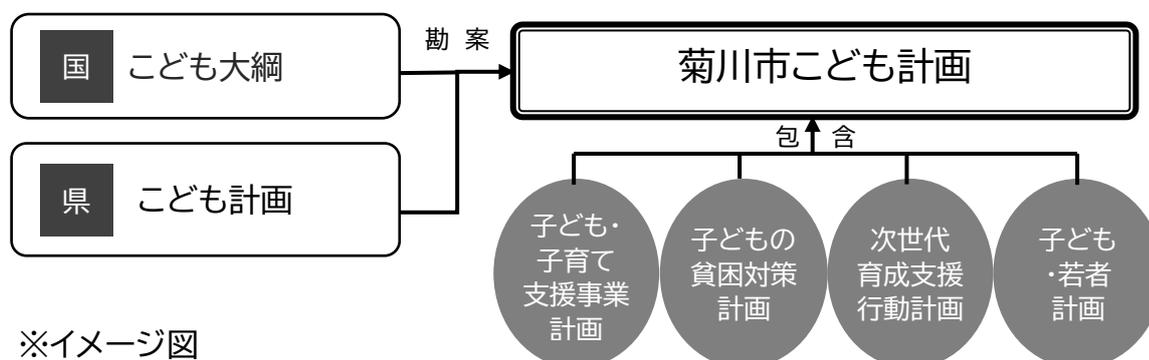
第 1 章 計画策定にあたって

計画書 1 ページ～

(1)計画の位置付け

令和5年4月に施行された「子ども基本法」第10条において、市町村に対し、「子ども計画」を策定することが努力義務化されました。

計画は、子ども・子育て支援事業計画・子どもの貧困対策計画・次世代育成支援行動計画・子ども・若者計画を包含した、子ども施策に関する一体的な計画として策定します。



※イメージ図

(2)計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

計画書5ページ～

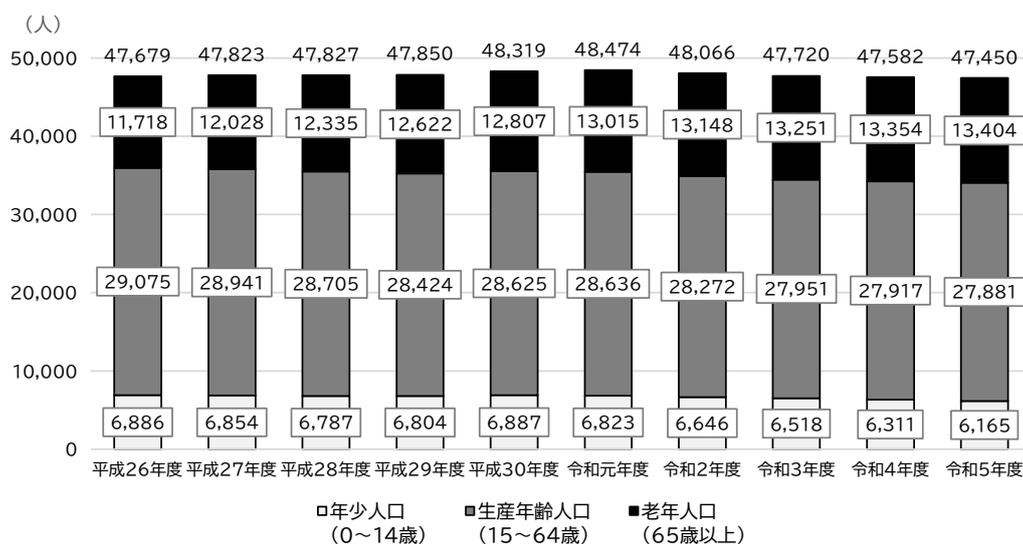
(1)本市の現況と課題

ここでは、①人口や出生数などの推移、②園児数や児童生徒数の推移などについて、本市の現状をグラフを用いて概観しています。また、こども計画の策定にあたって実施した③アンケートの概要を説明し、そこから見えてくる④課題を整理しています。

①人口及び出生数等の状況…主な指標は、以下のとおりです。

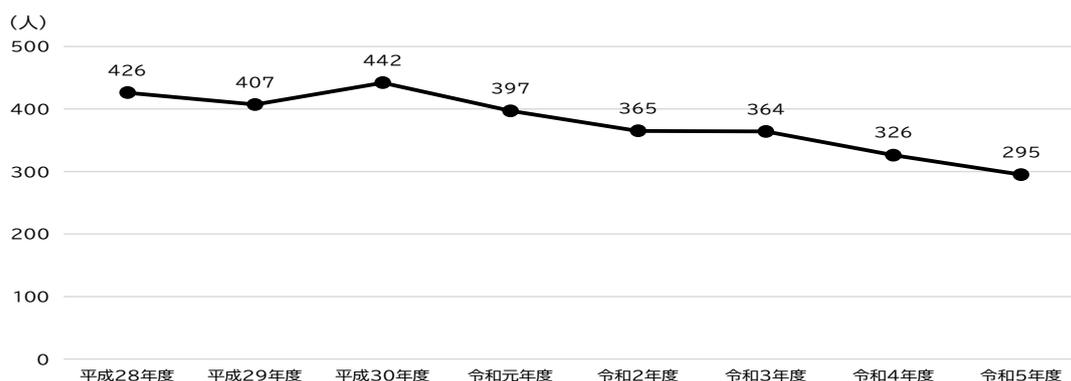
ア 総人口及び年齢3区分別人口割合の推移

本市の総人口は、令和元年度には 48,474 人となりましたが、以降減少に転じ、令和5年度には 47,450 人となっています。さらに、年齢3区分別では、年少人口・生産年齢人口が減少、老年人口の増加傾向が進んでいることが表れています。



イ 出生数の推移

本市の出生数は、平成30年度まで400人台で推移してきましたが、令和元年度に初めて400人を割り込み、397人となりました。以降、減少傾向が続き、令和5年度には300人を割り込み、295人まで減少しました。



②園児数や児童生徒数等の状況…主な指標は、以下のとおりです。

ア 保育所・こども園等の園児数の推移

出生数や年少人口の減少に比例し、幼児施設の園児数も減少傾向にあることが見て取れます。一方で、依然として保育ニーズは高く、こどもの数と保育ニーズを的確に見込んだ施策が求められます。

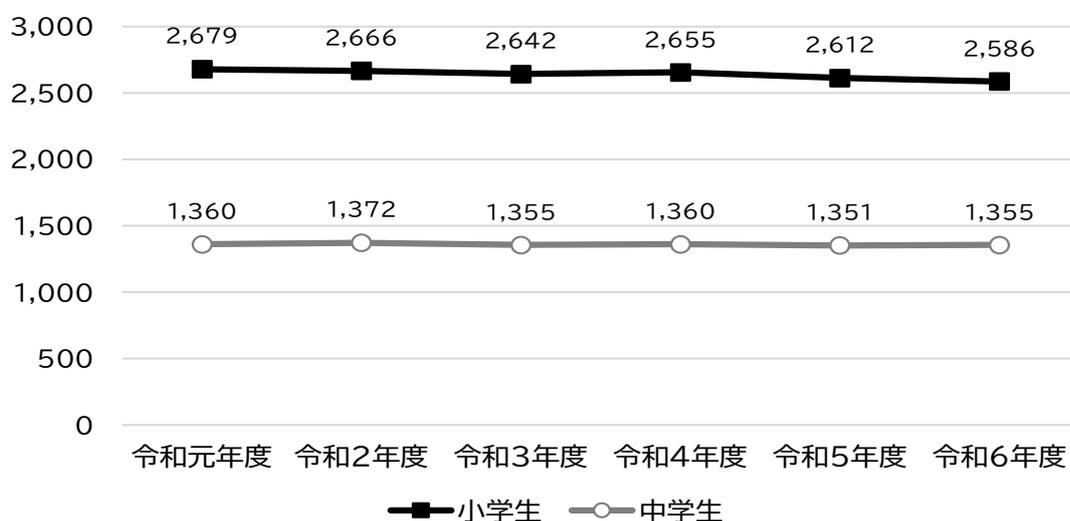
(人)

| 区分 | 施設数 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所 | 4 | 442 | 431 | 417 | 412 | 398 |
| 小規模保育所 | 4 | 14 | 27 | 43 | 42 | 53 |
| 認定こども園 | 8 | 1,279 | 1,246 | 1,232 | 1,187 | 1,156 |
| 幼稚園 | 1 | 84 | 85 | 70 | 64 | 48 |
| 計 | 17 | 1,819 | 1,789 | 1,762 | 1,705 | 1,655 |

イ 小学校・公立中学校の児童数・生徒数の推移

ここでも、出生数や年少人口の減少に比例し、小学校の児童数は、減少傾向にあります。一方で、中学校の生徒数は、ほぼ横ばいの状況になっています。

(人)



③アンケートの概要

「こどもまんなか社会の実現」に向け、解決すべき課題や保護者のニーズ、取り組むべき施策などを計画に位置付けるため、以下のとおり、アンケートを実施しました。

ア 未就学児保護者・小学生保護者に対するアンケート

| | |
|-------|---|
| 調査の目的 | 子育て中の家庭を取り巻く環境、生活の実態を把握するとともに、子育て当事者のニーズ等を把握する。 |
| 調査対象 | 市内在住の未就学児の保護者、小学生の保護者、それぞれ 1,000 名 |
| 回収率 | 未就学児保護者 配布数 1,000 票 有効回収率 37.2% 小学生保護者 配布数 1,000 票 有効回収率 34.3% |

イ 若い世代に対するアンケート

| | |
|-------|---|
| 調査の目的 | 若い世代を取り巻く環境、生活の実態を把握するとともに、こども・若者の視点に立った計画となるよう、意識や意見を収集する。 |
| 調査対象 | 市内在住の若い世代 1,000 名(小学5年生、中学2年生、18 歳～24 歳) |
| 回収率 | 配布数 1,000 票(小5・中2:各 300 票、18 歳～24 歳:400 票) 有効回収率 24.9% |

ウ こどもの生活アンケート【保護者及びこどもへのアンケート】

| | |
|---------|---|
| 調査の目的 | 切れ目のない子ども・子育て支援施策の推進を図るため、保護者及びこどもの生活実態や支援制度利用状況等を把握し、こどもの貧困に関する支援制度について、こども計画に反映させるため。 |
| 調査対象 | 小学校5年生と中学2年生の保護者及び児童生徒(児童生徒総数 835 名) |
| 回収率 | 保護者:配布数 835 票 有効回収数 380 票 有効回収率 45.5% こども:配布数 835 票 有効回収数 289 票 有効回収率 34.6% |
| 貧困世帯の定義 | 国や近隣市町の調査を準用して、年間収入が 400 万円以下(全体の下位層 15%)を貧困世帯と定義した。その他を非貧困世帯とする。 回収数の内訳:保護者…貧困世帯 55 件 非貧困世帯 311 件 回収数の内訳:こども…貧困世帯 37 件 非貧困世帯 207 件 |

④課題の整理…アンケート結果から見えてきた課題を、以下の4つに整理します。

課題1

こども・若者の権利について意識を醸成する必要があるとともに、こども・若者への適切な支援サービスを提供する必要がある。

- すべてのこども・若者が権利の主体として自分らしく成長し、社会生活を送ることができるよう、こども・若者自身やおとなに対し、意識の醸成を行う必要があります。
- 貧困や虐待、ヤングケアラー等、支援が必要なこども・若者を把握し、切れ目のない支援を行う必要があります。

課題2

一人ひとりの成長や暮らしに寄り添った支援を提供する必要がある。

- 就学前、学校や社会等、ライフステージに応じて発生するライフイベントに対応した支援を行うことが重要です。
- こどもの誕生前から幼児期まで孤立化した子育てにならないよう、切れ目なく保健・医療、相談支援が提供され、保護者が安心して子育てできるよう支援を充実する必要があります。
- 質の高い公教育の提供だけでなく、こどもが安心して過ごせる居場所を確保できることが重要です。学校生活においては、様々な遊や学びを通じ、心と身体の健やかな成長を促進する他、いじめや体罰の防止、不登校といった課題に迅速な対応を行うための体制を構築することが重要です。
- 若者の就労支援やキャリアアップ支援、結婚支援などを継続して行うことが必要です。ひきこもり、ニート等の悩みを抱える若者、その家族への支援が重要です。

課題3

多様化する家族形態に応じて、子育て家庭が必要としている支援を適切に提供する必要がある。

- 子育てにおいて、経済的な負担や将来のこどもの進路について、不安を感じている家庭が一定程度います。
- 子育ては楽しいと感じている家庭が多いですが、負担を感じている人も一定程度見られるため、引き続き保護者の子育て中の身体的・精神的な負担の軽減を図る必要があります。
- こどもと地域の関係が希薄化していることから、地域ぐるみで子育てを行い、子育て家庭を支援するとともに、こどもの地域への愛着を育むことが大切です。

- 男性の子育て意識の啓発は進んでいますが、育休の取得状況等、未だ女性の負担が大きい家庭が多い傾向がうかがえることから、共働き・共育ての意識を一層啓発するとともに、子育てと就労を両立しやすい環境を整備する必要があります。
- ひとり親家庭を始め、様々な子育て家庭の暮らしに応じて、必要な支援をきめ細かく提供することが重要です。

課題4

こども・若者の意見を取り入れ、まちづくりを推進する必要がある。

- こども・若者への支援や、施策を検討するにあたり、こども・若者当事者の意向や意見を聴取する機会が少ない状況です。
- こども・若者参画協議会等の取組を実施していますが、市の様々な施策分野において、十分にこども・若者の意見を取り入れているとは言い難いことから、計画策定の委員会や協議会へのこども・若者の参画や、こども・若者と市職員との交流の場を設ける等、こども・若者の声を直接聞ける場を創出する必要があります。
- こども・若者が社会参画をし、意見が言いやすくなるよう、興味喚起や活動支援を行う等、おとなによるこども・若者の活動支援も充実させる必要があります。



こうした課題を解決するために、市が実施する施策・事業等について、こども計画に位置付けます。

第3章 計画の基本理念及び基本目標

計画書46ページ～

■こども計画の施策体系

| | |
|--|--|
| 基本理念 じぶもまんなか しゃわせのわ ちがわ すこやかに育ち 自分らしく輝けるまち | 基本目標1 すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち |
| | 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 4 こどもの貧困の解消に向けた対策 5 障害児支援・医療的ケア児等への支援 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進・ヤングケアラーへの支援 7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 |
| | 基本目標2 一人ひとりの成長や暮らしに寄り添った支援が得られるまち |
| | 1 こどもの誕生前から幼児期に必要な支援の提供 2 学童期・思春期に必要な支援の提供 3 青年期に必要な支援の提供 |
| | 基本目標3 みんなで助け合い、支え合って、こどもを生き育てるまち |
| | 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援、家庭的教育支援 3 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進 4 ひとり親家庭への支援 |
| | こども・若者の参画に向けた取組 1 こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実 2 こども・若者の多様な声を施策に反映させる取組 3 こども・若者の社会参画や意見反映を支える人材の育成・確保 4 こども・若者が主体となって活動する団体等を支援する環境整備 |

第4章 こども施策の推進に向けた取組

計画書49ページ～

第4章では、基本目標ごとに、取り組むべき施策・事業を掲載しています。

| | |
|-------|------------------------------|
| 基本目標1 | すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち |
|-------|------------------------------|

施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

⇒「こどもまんなか社会の実現に向けた啓発活動」 ほか5事業

施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

⇒「こどもを対象とした体験活動の受入れ」 ほか19事業

施策3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

⇒「こども医療費助成制度の推進」 ほか12事業

施策4 こどもの貧困の解消に向けた対策

⇒「就学援助費の支給」 ほか12事業

施策5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

⇒「療育教室（親子ふれあい教室等）の開催」 ほか16事業

施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進・ヤングケアラーへの支援

⇒「要保護児童対策地域協議会の設置」 ほか9事業

施策7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

⇒「こころのケアの充実・相談支援体制の強化」 ほか14事業

| | |
|-------|-----------------------------|
| 基本目標2 | 一人ひとりの成長や暮らしに寄り添った支援が得られるまち |
|-------|-----------------------------|

施策1 こどもの誕生前から幼児期に必要な支援の提供

⇒「こんにちは赤ちゃん事業」 ほか40事業

施策2 学童期・思春期に必要な支援の提供

⇒「教育支援センター『このゆびと～まれ』運営」 ほか36事業

施策3 青年期に必要な支援の提供

⇒「生活困窮者自立支援事業」 ほか6事業

| | |
|-------|----------------------------|
| 基本目標3 | みんなで助け合い、支え合って、こどもを生き育てるまち |
|-------|----------------------------|

施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

⇒ 「児童手当の支給」 ほか 9 事業

施策2 地域子育て支援、家庭的教育支援

⇒ 「ファミリー・サポート・センター事業」 ほか 12 事業

施策3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

⇒ 「イクボス・イクメンの周知・啓発」 ほか 7 事業

施策4 ひとり親家庭への支援

⇒ 「ひとり親家庭等生活向上事業」 ほか 6 事業

第5章 こども・若者の参画に向けた取組

計画書82ページ～

第5章では、こども・若者の社会参画や意見反映等に向けて、取り組むべき施策・事業を掲載しています。

施策1 こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実

⇒ 「菊川版オンラインプラットフォームの活用推進」 ほか 6 事業

施策2 こども・若者の多様な声を施策に反映させる取組

⇒ 「委員会や審議会等へのこども・若者の登用」 ほか 3 事業

施策3 こども・若者の社会参画や意見反映を支える人材の育成・確保

⇒ 「こども・若者向けの人材育成講座等の開催」 ほか 4 事業

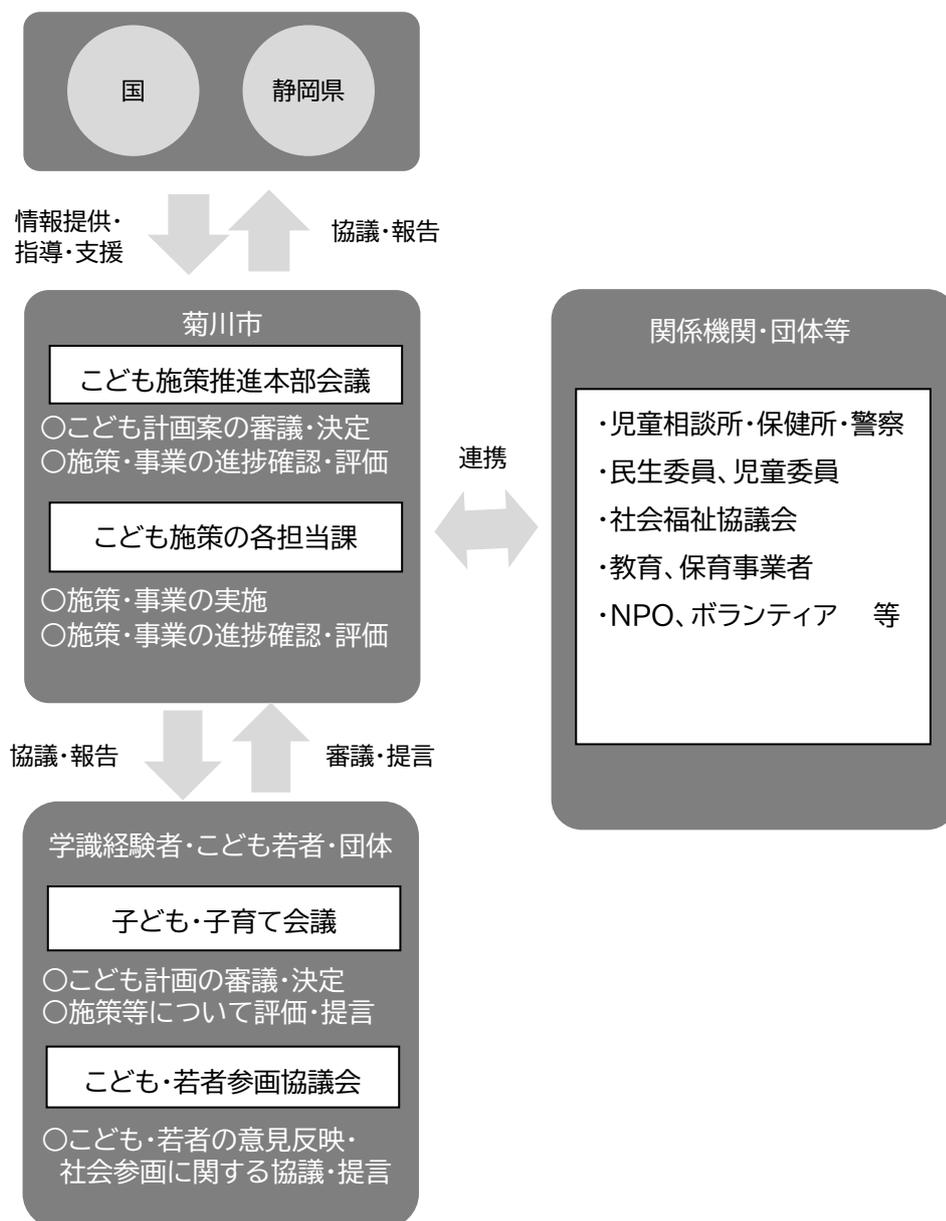
施策4 こども・若者が主体となって活動する団体等を支援する環境整備

⇒ 「こども・若者参画支援交付金制度の運用」 ほか 3 事業

第6章 計画の推進体制と評価

計画書87ページ～

(1) 施策の推進体制(イメージ)



(2) 数値目標(指標)の設定と進捗管理

こども計画に掲げる各事業の進捗状況は、別に設ける「評価書」において、アウトカム指標により成果を検証するとともに、アウトプット指標に基づく「個別事業評価」⇒「総合評価」を行い、毎年度「子ども・子育て会議」で報告します。

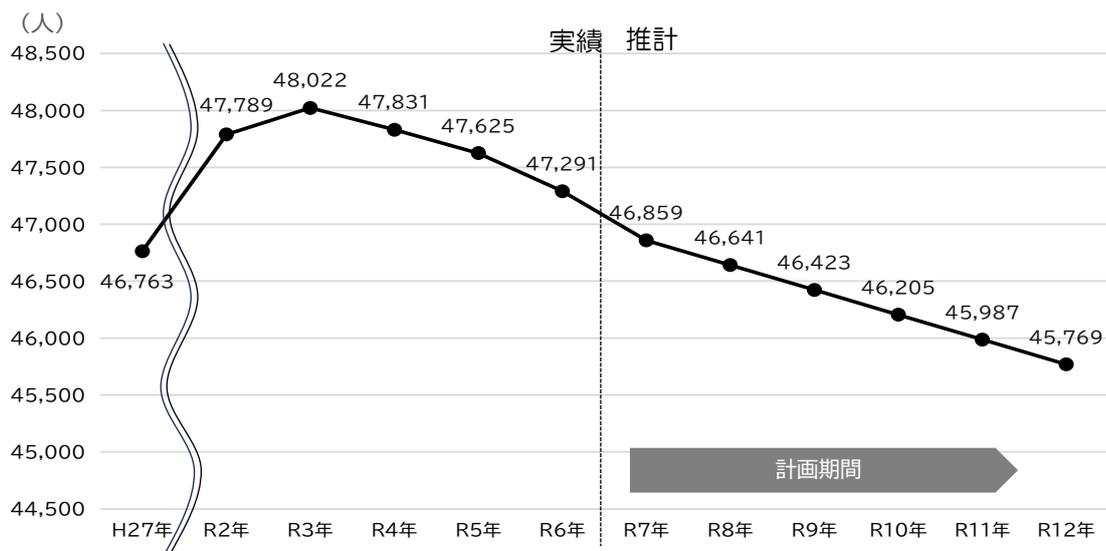
第7章 将来人口推計に基づく量の見込みと確保の方策

計画書89ページ～

※以下の「将来人口推計」は、精査中であり、変更される場合があることをご承知おき願います

(1)将来人口推計…主な指標は、以下のとおりです。

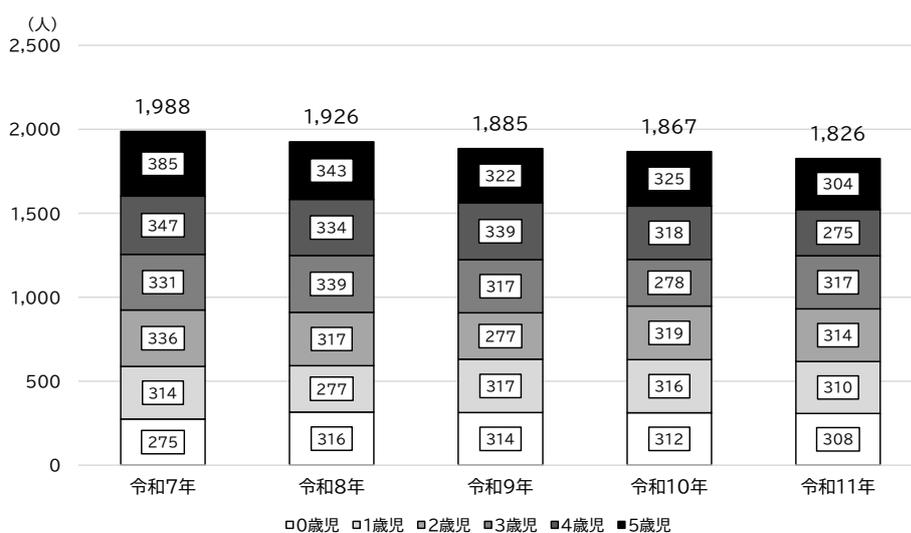
①総人口の推計



資料:令和2年度までの国勢調査を基に作成(各年度10月1日時点)

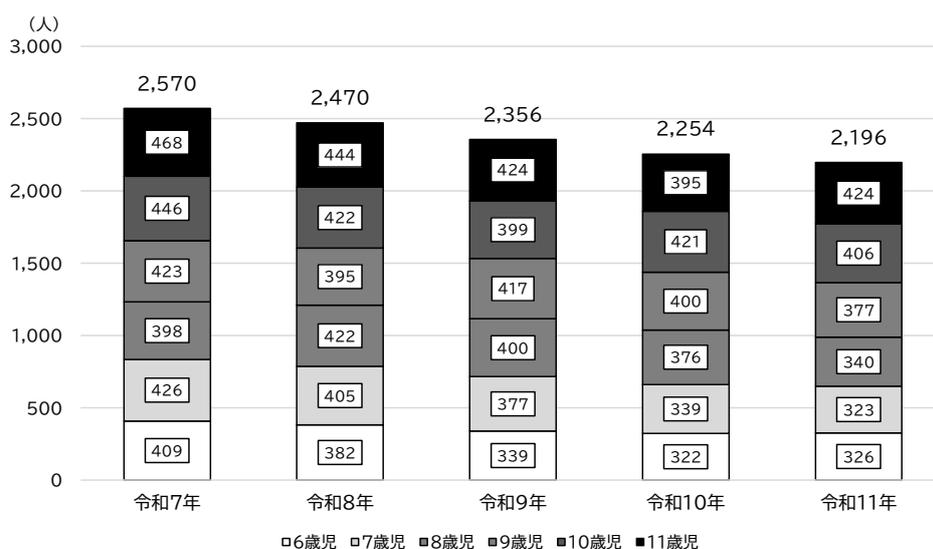
※ただし、令和3度～令和6度は、住民基本台帳上の実績値

②0～5歳児の推計



資料:令和2年度までの国勢調査を基に作成(各年度10月1日時点)

③6～11歳児の推計



資料:令和2年度までの国勢調査を基に作成(各年度10月1日時点)

(2)量の見込みと確保の方策

人口推計やアンケート結果、サービスの利用実績などを基に、以下の「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込みと確保の方策を定めています。

教育・保育事業

①教育ニーズ:1号認定

量の見込み:教育を必要とする1号認定(3歳～5歳児)の人数

確保の方策:認定こども園の教育枠定員数

②保育ニーズ:2号認定

量の見込み:保育を必要とする2号認定(3歳～5歳児)の人数

確保の方策:保育所・認定こども園等の保育枠定員数

③保育ニーズ:3号認定

量の見込み:保育を必要とする3号認定(0歳～2歳児)の人数

確保の方策:保育所・認定こども園等の保育枠定員数

地域子ども・子育て支援事業**①延長保育事業**

保護者の勤務条件や家庭の事情等により、施設が定めた通常保育時間外に保育を必要としている園児に対し、保育を実施する事業

②一時預かり事業(幼稚園型)

保護者の勤務条件や家庭の事情等により、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要としている園児に対し、保育を実施する事業

③一時預かり事業(幼稚園型を除く)

通常保育の対象とならない乳幼児で、保護者の病気や入院、冠婚葬祭等により、家庭での保育が困難な乳幼児に対し、保育を実施する事業

④病児保育・病後児保育事業

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にある幼児を一時的に専門施設において保育する事業

⑤子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や児童を預かってほしい市民と預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行う事業

⑥地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供し、子育てに役立つ情報の提供や子育てに関する悩みについての相談を行う事業

⑦乳幼児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保するために、保健師が家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供等を行う事業

⑧療育支援訪問事業

育児上の諸問題の解決・軽減を図り、家庭において安定した養育が実施できるよう訪問による具体的な育児に関する支援を行う事業

⑨妊婦健康診査

市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業

⑩放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

児童の健全育成を図るため、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供する事業

⑪放課後子ども教室事業

市内小学校において、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、地域の人々の参画を得て、児童と共に学習やスポーツ・文化活動、地域との交流を行う事業

⑫利用者支援事業

妊産婦とこども、家庭を対象に、母子保健や育児に関する悩みに対し、保健師等が専門的見地から相談支援等を行う事業。また、通所・在宅支援等の専門的な対応、必要な調査や訪問等による継続的なソーシャルワークを行う事業

⑬子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦やヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを聴き、家事・子育て等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

⑭妊婦等包括相談支援事業

妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

⑮乳児通園支援事業(こども誰でも通園制度(仮称))

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業

⑯産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保のため、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施する事業

参考資料

計画書126ページ～

参考資料として、以下の資料を添付しています。

- ①用語集 ②本計画の関係法 ③菊川市子ども・子育て会議条例
- ④子ども・子育て会議委員名簿 ⑤策定経過